税申告

住民税（市・県民税）の申告期間は2月9日(月)～3月16日(月)

市・県民税申告書は1月末に郵送

市・県民税は、個人の前年中の所得に対して課税されます。1月1日現在、市内在住で次に該当する方は申告が必要です（所得税の確定申告をする方は申告不要）。

・令和7年中に営業や農業、その他の事業、不動産、年金、利子、配当などの所得があった方
・会社員で給与以外に所得があった方や令和7年中に退職した方
・日給者で勤務先から給与支払報告書が提出されない方
・国民健康保険に加入している方（所得の有無に関わらず国民健康保険税を算定する資料として必要です）

▼申告の手続き

市・県民税、国民健康保険税の申告会場の開設予定は下表のとおりです。市・県民税申告書が届いた方は来場の際に必ず持参してください。

なお、市・県民税申告書の提出は郵送でも受け付けます。1月末に送付する申告書に返信用封筒を同封しますので、活用してください。

▼申告に必要なもの

・申告書
・令和7年中の給与・公的年金などの源泉徴収票、支払明細書、作成した収支内訳書などの所得を証明するもの
・令和7年中の医療費控除の明細書または医療費通知、国民年金保険料・生命保険料・地震保険料などの控除証明書
・本人確認書類（個人番号（マイナンバー）を記載した申告書を提出する場合のみ）

▼令和8年度課税（今回の申告）からの変更点

・給与所得控除の見直し
・特定親族特別控除の創設
・各種扶養控除等に係る所得要件の引き上げ

◀変更点の詳細

▼令和8年度分から市・県民税の電子申告が開始

詳細は市ホームページを確認してください。

▲電子申告の詳細

【表】申告の日程と会場

月　日	時　間	会　場	対象地区
2月10日(火)	午前9時30分～正午、午後1時～3時	緑が丘町公民館　中会議室	青山、緑が丘町
2月13日(金)	午前9時30分～正午、午後1時～3時	自由が丘公民館　中会議室	西自由が丘、中自由が丘、東自由が丘、自由が丘本町
2月24日(火)	午前9時30分～11時30分	別所町公民館　団体室	別所町
2月25日(水)	午前9時30分～11時30分	口吉川町公民館 健康相談室・団体室	口吉川町
2月26日(木)	午前9時30分～11時30分	細川町公民館　講座室	細川町
2月27日(金)	午前9時30分～11時30分	志染町公民館　研修室	志染町（自由が丘、青山を除く）
2月9日(月)～3月16日(月)（平日のみ）	午前9時～午後4時	市役所　3階みっきぃホール	市内全域
	午前9時～11時30分、午後1時～3時	吉川支所（吉川健康福祉センター2階）	

・上記の時間以外は受付できません。また、税務課窓口での受付もできません。
・みっきぃホール以外の会場は、会場受付のみとなります。
・みっきぃホールでは、入場整理券が必要です。入場券はLINEアプリからの事前発券、または当日の受付で発券できます。詳しくは11ページの「確定申告の受付をみっきぃホールで実施」の▼**LINEによる事前予約**を確認または問い合わせてください。

問 (市)税務課 市民税係

税申告

確定申告の受付をみっきぃホールで実施

住民税申告および確定申告の受付を市役所3階みっきぃホールで開催します。

▼期間　2月9日(月)～3月16日(月)（平日のみ）　午前9時～午後4時

●譲渡所得・贈与税の相談は次の日程に来場してください。
2月16日(月)、17日(火)、18日(水)、19日(木)、20日(金)
3月3日(火)、4日(水)、5日(木)、6日(金)、13日(金)、16日(月)

▼会場　市役所　3階みっきぃホール（期間中、三木税務署内に相談会場はありません）

▼LINEによる事前予約

2月16日(月)から事前予約を開始します（確定申告・住民税申告いずれにも使用可）。

①「国税庁」を友だち登録
②トークルームのメニューを開く
③「確定申告相談の申込（個人の方）」を選択
④「申し込む」を選択して手続き

▲LINEで「国税庁」を友だち追加

▼持ちもの　マイナンバー読み取り対応のスマートフォン、マイナンバーカード、マイナンバーカードのパスワード2種類（署名用パスワード（英数字6～16文字）・利用者証明用パスワード（数字4桁））

簡単・便利なe-tax（電子申請）

確定申告会場に行かなくても、スマートフォンとマイナンバーカードがあれば、いつでも、どこでも、申告書の作成や提出ができます。

▲申告書作成詳細はこちら

問 **・三木税務署　☎82-0501**
・(市)税務課　市民税係

確定申告の前にマイナンバーカードの確認を！

問 (市)市民課 市民係

①マイナンバーカードの電子証明書が失効または有効期限切れ
②電子証明書の有効期限内だがパスワードが不明またはロックされている

以下の場所でパスワードの再設定をしてください。
・市役所3階市民課・吉川支所市民生活課（①②設定可。手続きにはマイナンバーカードが必要。②の場合は本人確認書類1点も別途必要）
・コンビニなど（②のみ設定可）詳細はこちら▶

固定資産税

償却資産の申告は2月2日までに

1月1日時点に市内で事業を営んでいる方は、確定申告とは別に償却資産（固定資産税）の申告が必要です。償却資産を所有していない方も対象です。申告用紙が必要な方は連絡してください。

▼これも償却資産です

・太陽光発電設備
・内装工事（借主取付）
・外構工事（アパートなど）
・農業用機械・ビニールハウスなど

▼提出先

市役所3階税務課資産税係または吉川支所市民生活課の窓口に持参、または郵送してください。電子申告（eLTAX）でも提出できます。

ホームページはこちら▶

問・提出 **(市)税務課　資産税係**

税

社会保険料の納付済額通知を郵送

令和7年中に納付した①国民健康保険税、②後期高齢者医療保険料、③介護保険料について、1月末に納税義務者（被保険者）へ年間納付済額をはがきでお知らせします（国民健康保険税は世帯主に通知）。

納付済額は確定申告または住民税申告の社会保険料控除の対象となりますので、はがきは申告時まで大切に保管してください。

▼対象者　令和7年1月1日～12月31日※に上記の保険税（料）を納付した納税義務者（被保険者）

※令和8年1月5日の口座振替分を含みます。

問 **①(市)税務課　市民税係・管理係**
②(市)保険年金課　後期高齢者・福祉医療係
③(市)介護保険課　認定給付係